

愛知県インドネシアサポートデスク

居住者証明書（CoD）様式（DGT フォーム） の変更について

ニュースレター（第8号）2026年1月30日

本ニュースレターは、「2025年度 愛知県インドネシアサポートデスク運営業務」を受託しております太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社(以下、「グラントソントン」といいます。)(担当：前村・若林)よりお送りしております。

このメールは、「愛知県インドネシアサポートデスク」(以下、「サポートデスク」といいます。)が実施したセミナー及び名刺交換会にご参加登録頂いた皆様、及びサポートデスクをご利用頂いた皆様宛にお送りしております。

■□■ インドネシア関連情報のご案内 ■□■ -----

➤ はじめに

インドネシア政府は、外国企業および個人が源泉徴収税率の軽減といった租税条約上の恩恵を享受するための規則を改定しました。本改定は、2025年12月30日に発効した財務省令2025年第112号に基づくもので、新たな居住者証明書（CoD）様式の導入も含まれています。今回のニュースレターではこの財務省令2025年第112号についてお伝えします。

➤ 居住者証明書（CoD）（DGT フォーム）

居住者証明書（CoD）は、非居住納税者が租税条約の相手国に真正に居住していることを証明し、それによって適用される租税条約に基づく恩恵を受ける権利を有することを確認するために使用されます。

そのため、租税条約を適用したい場合には必要となる書類です。

➤ 居住者証明書（CoD）の趣旨

居住していることを証明し、租税条約を適用する権利を有することを確認するという要件自体は長年存在していましたが、今回の新規則により、インドネシアの源泉徴収義務者に対し、非居住納税者が CoD 様式で提供した情報の正確性を検証（確認）することが義務付けられました。

新たな CoD 様式は、これまでの様式と同様、租税条約の乱用防止および「受益者」の判定に重点を置いています。

かつては、提供された情報が否認される可能性こそあったものの、基本的には CoD 様式の該当する項目にチェックが入っていれば十分と見なされてきました。しかし、新たな枠組みの下では、外国法人納税者の「経済的実体」がより重視され、厳格に審査されることが予想されます。

これは、インドネシアで事業を展開する海外投資家、貸付人、請負業者、およびプロジェクト・スポンサーにとって、キャッシュフローや商取引上の影響を及ぼすことになります。したがって、外国法人は租税条約上の恩恵を享受するために、実体のある事業活動を伴っていることを確実に証明しなければなりません。

➤ 手続の概要

一般的な手続の概要は以下のとおりです。

- 申告書は外国納税者が作成し、当該外国納税者の居住国における管轄当局の認証を受ける必要があります。

- インドネシアの源泉徴収義務者は、源泉徴収取引に関連する帳簿および記録に基づき、申告書の記載内容が正確であることを確認しなければならない。その後、源泉徴収義務者は申告書を Coretax システムを通じてアップロードし、その受領書を外国納税者に交付します。外国納税者は、同一会計年度内に複数の源泉徴収義務者に対して CoD 提出受領書を利用することができます。
- インドネシアの源泉徴収義務者は、条約（書類が確認された場合）またはインドネシア所得税法（要件を満たさない場合）に基づき税金を源泉徴収する必要があります。

➤ **まとめ**

チェック項目の様式変更などはあるものの、居住者証明書（CoD）様式（DGT フォーム）が抜本的に変更されたわけではないため、実務に与える影響は限定的と考えられます。ただし、今後は新フォームの使用が求められるため、古いフォームを使用しないようにご留意ください。

以上

■□■発行情報■□■-----

■発行元

2025年度愛知県インドネシアサポートデスク運営業務受託：

太陽グランツソントン・アドバイザーズ株式会社

URL: <https://www.grantthornton.jp/aboutus/advisors/>

（東京事務所）担当：公認会計士 若林未絵

〒107-0051 東京都港区元赤坂1-2-7 赤坂Kタワー18階

電話 03-6434-0729/FAX 03-5785-4132

（名古屋事務所）担当：公認会計士 花輪大資

〒451-6025 愛知県名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー25階

電話 052-569-5605/FAX 052-569-5605

（現地事務所）担当：公認会計士 前村浩介 ／ 公認会計士 辻充博

Sudirman Plaza Plaza Marein 9th Floor

Jl. Jend. Sudirman Kav. 76-78 Jakarta 12910, Indonesia

電話 +62 21 5793 6777

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更、その他のご質問は下記連絡先にご連絡下さい。

愛知県インドネシアサポートデスク 前村浩介 (Kosuke Maemura)

Email: aichi.indonesiadesk@jp.gt.com